

門真市ものづくり産業振興計画策定支援業務委託事業者評価基準

令和5年6月19日

(目的)

第1 門真市ものづくり産業振興計画策定支援業務委託に関し、別に設置する門真市ものづくり産業振興計画策定支援業務委託事業者選定委員会にて選定を行うため、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2 申請書類の審査及びプレゼンテーションの審査により、委託事業者を選定する。

(審査項目)

第3 第2に掲げた審査については、門真市ものづくり産業振興計画策定支援業務委託事業者選定委員会にて行うこととする。

2 各項目4段階で評価することとし、提案内容に対して次の基準にて点数を付与するものとする。

- (1) 非常に優れているもの 4点
- (2) 優れているもの 3点
- (3) 多少不十分であるもの 2点
- (4) 不十分であるもの 1点

3 審査項目及びかけ率は次のとおりとする。

審査項目	内容	かけ率	配点
①業務の実施体制、事務実施スケジュール等	○業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担がされているか。 ○発注者との連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 ○従事するスタッフの経歴や保有している資格 ○類似する業務の実績 ○工程ごとに具体的な作業が明記され、効率的で実効性の高い提案がされているか。	2	8
②提案内容	○「門真市ものづくり産業振興計画」骨子及び素案策定にあたっての基本方向の整理と論点設定の具体的方策 (1) 現状と課題の分析や市内産業及びものづくり	15	60

	<p>産業を取り巻く環境の変化、市内事業所の抱える問題点や課題の整理にあたっての観点と方策</p> <p>(2) 現状と課題の分析や産業・事業者調査で明らかになる本市の強みと弱みを踏まえた施策体系、施策の方向性を整理するにあたっての観点と方策</p> <p>(3) 今後の方向性や支援策を整理するにあたっての観点と方策</p>		
③その他応募者からの企画・提案等	<p>○仕様書5.(6)に定める「計画の普及・理解促進に対する提案」について効果的な提案がなされているか。</p> <p>○その他仕様書に定める事項以外において、独自の効果的な提案がなされているか。</p>	8	32

4 各項目の評価に対し、前項に掲げるかけ率をかけ、各選定委員の得点を合計して、平均したものが評価点となる（満点は100点）。

（選定方法）

第4 第3の2の審査項目についての集計結果をもとに、最高評価点となった参加申込者を委託事業者として選定するものとする。なお、最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

- (1) 審査項目「②提案内容」における得点が高い者
- (2) 審査項目「③その他応募者からの企画・提案等」における得点が高い者
- (3) 提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

（選定事業者の辞退等）

第5 第4において選定された委託事業者が辞退等で、委託を受けることがなくなった場合は、第3の4における評価点が次に高い業者を選定する。ただし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。

2 参加申込者が1者のみの場合は、その事業者について審査を行い、評価点が基準点を超える場合は選定する。ただし、基準点に満たない場合は委託事業者として選定しないものとする。

3 基準点は60点とする。